答 弁 第 二 〇 号平成二十三年九月二十七日受領

内閣衆質一七八第二〇号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

る。 衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対する答弁書

一について

仮に、 我が国事業者が受注した原子力発電施設の建設プロジェクトにおいて建設コストが大幅に上回る

事態が生じた場合において、 当該事業者が当該コストの増加分を負担するかどうかは、 当該原子力発電施

設の建設に係る契約の内容によるものと考えられる。 お尋ねの 「原発輸出に伴う政府保証」の意味すると

ころは必ずしも明らかではないが、政府は、ヨルダンにおける原子力発電施設の建設プロジェクトの受注

元となる可能性のある我が国事業者との間で資本関係や建設コスト等に関する特別な契約関係を現在有し

ておらず、将来的に有することも予定していない。